

令和5年度補正予算の 3事業に係るオンライン説明会

農林水産省 新事業・食品産業部食品製造課
農産局穀物課、園芸作物課

令和5年度補正予算の3事業に係るオンライン説明会

(1) 食品原材料調達リスク軽減対策事業について

(2) 米粉の利用拡大支援対策事業について

(3) 加工・業務用野菜の生産拡大対策について

(4) 質疑・応答

注意事項



会議中はご発言時を除いてマイクとカメラはオフにしてください。



ご発言を希望する際はリアクション機能にて挙手してください。



技術的問題が生じましたら、チャット欄にてご連絡下さい。

食品原材料調達リスク軽減対策事業 について

令和 5 年 1 2 月

農林水産省

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)抜粋



Ⅱ 政策の新たな展開方向

2 食料の安定供給の確保

(1) 食料の安定供給の確保に向けた構造転換

(前略)

また、**国内で自給可能な米を原料とした米粉について**、専用品種の開発・普及等により産地化を図るとともに、**食品製造事業者や製粉企業による新商品の開発等を促進し、米粉の利用拡大を加速**する。

そのほか、**加工・業務用野菜について**、輸入原料から国産活用への切替えを促進するために、**実需者と連携して安定的な供給体制の構築を推進**するとともに、国内外の需要に応えきれない果樹について、生産の増大に転じるため、担い手・労働力の育成・確保とともに省力化した生産体系への転換を推進する。(後略)

(8) 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

現行の基本法では、食品産業の食品供給に果たす役割に着目し、(中略) **農業との連携の推進**等、産業の健全な発展のために必要な施策を講ずる旨が規定されているが、食品産業が食料システムの重要な構成員であることを明らかにした上で、その持続的な発展を図るため、

① **産地・食品産業が連携**して加工特性・機能性の合う**国産原材料を安定的に供給・調達できるよう**、産地育成・安定調達等を図りやすくする仕組み

② (略)

を構築し、**国内資源の活用に積極的に取り組む企業に対して後押し**を行う。(後略)

令和5年度農林水産関係補正予算の概要

総額 8,182億円 （公共:3,592億円
非公共:4,590億円） うち、食料安保構造転換対策:2,113億円
物価高騰影響緩和対策:1,001億円
TPP等関連対策:2,527億円

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

<過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換対策>

○ 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援、麦・大豆等の国産シェア拡大のための作付けの団地化、ブロックローテーション、保管施設の整備、商品開発、水田の汎用化・畑地化、畑地の高機能化等の基盤整備	畑地化促進事業	750億円 等
○ 米粉の特徴をいかした商品開発、米粉・米粉製品の製造能力強化、米・米粉製品や米粉の利用拡大に向けた情報発信	米粉の利用拡大支援対策	20億円
○ 加工・業務用野菜等の国産シェア拡大のためのサプライチェーンの強靱化、需要拡大	加工・業務用野菜の生産拡大対策	25億円
○ 食品製造事業者等と産地の連携強化や食品原材料調達先の多角化を図るために必要な原材料切替等に伴う機械・設備の導入、新商品の開発等を支援	食品事業者における原材料の調達安定化対策	45億円
○ 加工原料向け鶏卵の安定供給を図るための保存性の高い粉卵製造施設の整備	緊急時鶏卵安定供給対策	22億円
○ 堆肥等の高品質化・ペレット化等による広域流通の促進、国内資源の肥料利用拡大に資する技術の開発・実証	肥料の国産化・安定供給確保対策	68億円
○ グリーンな栽培体系への転換、有機農業の取組拡大、みどりの食料システム法認定事業者の堆肥生産等への支援、病虫害抵抗性を有する新品種の開発	生産資材の使用低減対策	32億円
○ 果樹生産に用いる花粉の安定生産・供給に向けた産地の取組、全国流通供給体制の構築への支援	果樹産地における花粉確保対策	5億円
○ 国産飼料の生産・利用拡大に向けた耕畜連携、飼料生産組織の規模拡大、中山間における地域ぐるみの取組、広域流通体制の構築等への支援	飼料自給率向上緊急対策 (所要額)	130億円
○ 食料供給基盤を支える輸出産地の形成に向けた輸出向け生産・流通体系への転換、リスクマネーの供給、輸出対応型の畜産物処理施設の整備	グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策	74億円の内数 等

<生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策>

○ 担い手への機械・施設の導入、農業支援サービス事業体の新規参入、他産地への事業展開やスマート農業機械等の導入、スマート農業技術に対応する品種開発	担い手確保・経営強化支援事業	23億円 等
○ スマート技術等の導入に資するほ場の大区画化、情報通信基盤の整備、農業水利施設等の省力化・省エネ化等による適切な保土管理	省力化に対応した基盤の整備・保全 <公共>	460億円の内数

<国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換対策>

○ 食料・生産資材の輸入先国でのサプライチェーンの強化に向けた事業実施可能性調査、野菜種子の安定供給体制強化に向けた採種地開拓等への支援	食料・生産資材等の安定的なサプライチェーンの確保	1億円 等
○ 適正取引の推進に向け、コスト指標の作成・検証や価格転嫁に関する実態調査、消費者等理解醸成のための広報等の取組の実施	適正な価格形成と国民理解の醸成	5億円
○ 地域の関係者が連携して買い物弱者や経済的弱者に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくり、フードバンク等を通じた食品ロス削減等への支援	地域の食品アクセスの確保に向けた環境整備と食品ロス削減	5億円

2 物価高騰等の影響緩和対策

○ 燃料（施設園芸、漁業）の価格高騰や収入保険制度の加入者に対する補填金の交付、農業者等への円滑な資金融通	施設園芸等燃料価格高騰対策	45億円 等
○ 和牛肉の新規需要開拓、消費拡大やインバウンド需要の喚起	和牛肉需要拡大緊急対策	50億円

＜対策のポイント＞

ウクライナ情勢等に関連して、依然として多くの輸入食品原材料の価格が高い水準にあるほか、近年の国際的な食料需要の増加や為替変動など、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品事業者の原材料の調達リスクの軽減が喫緊の課題となっています。このため、食品製造事業者等に対し、**産地との連携強化**や**原材料調達先の多角化**の取組を支援することで、**原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化**を図ります。

＜事業目標＞

フードサプライチェーンの強化による食料安定供給の確保

＜事業の内容＞

1. 食品製造事業者等と産地の連携強化に対する支援

食品製造業者等が求める原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地支援の取組(例：引受け量拡大に対応してもらうための収穫機械の貸与等)を行う食品製造事業者等の産地との連携による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品の開発・製造・販売・PRの取組を支援します。

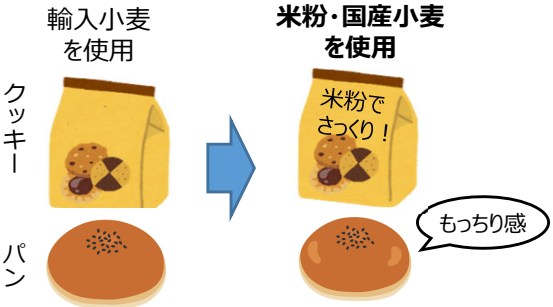
2. 食品原材料調達先の多角化に対する支援

原材料調達先の多角化を通じた調達リスクの軽減のため、食品製造事業者等（二次、三次加工業者に食品原材料を供給する一次加工業者を優先して支援対象とする。）による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品の開発・製造・販売・PRの取組を支援します。

食品製造事業者等と
産地の連携強化



原材料調達先の多角化



国産原材料導入のための
製造ラインの増設



＜事業の流れ＞



食品原材料の調達リスク軽減対策について

○ 食品原材料調達リスク軽減対策事業 スキーム

補助対象者：

価格が2割以上高騰している輸入食品原材料を使用していること又は令和4年2月以降の地政学リスク等により輸入に支障が生じたことがあることを証明できる食品製造事業者等※

※ ①食品の加工・製造事業者又はその団体、②飲食店等又はその団体、③①又は②の事業者とともに事業を実施しようとする者。

支援の対象となる取組：

(1) 食品製造事業者等と産地の連携強化支援

食品製造事業者等が産地を支援する次に掲げるア～エ又はこれらに類する取組を行うことを補助要件とした上で、産地との連携による食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱い量増加を含む)に伴う機械・設備の導入・更新、調査、新商品等の開発、製造・販売・PRの取組を支援

ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供

イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与

ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与

エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導

(2) 食品原材料調達先多角化支援

食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱い量増加を含む)に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PRの取組を支援

※ ポイント制等による採点にて採択を行う。ポイントの要素としては、①取組(1)の産地を支援する取組、②取組(2)の一次加工業者の取組、③国産食品原材料への切替(国産食品原材料の取扱い量増加を含む)、④商品の新規性等。

支援対象経費：

○ 取組(1)の産地の支援に係る、①資材、機械、設備導入費、②産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、③産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費等

○ 取組(1)、(2)の①新商品開発費(試作品の原材料費等)、②食品原材料切替等に伴う機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費、新商品PR費、③新商品の市販段階における原材料費(販売促進のための一定期間分に限る)等

※ ③は、小売製品の製造又は飲食店の調理等で使用される輸入小麦又はその加工品を、安定的調達が可能と見込まれる米、小麦又はその加工品へ切り替えるものに限る。支援期間は、2ヶ月間以内とする。

補助率・補助上限：1/2等

採択1件当たりの補助上限は5億円(ただし、新商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限は上記とは別に1億円)

事業実施期間：令和5年11月29日以降の取組(期限は事務局が決定)

農林水産省

補助金

事業実施主体(事務局) 民間団体

補助金
1/2

※大企業については、
新商品の市販段階
における原材料費
の補助率1/3

①
③
⑤②
④
⑥

【交付決定までの手順】

- ①課題提案書の提出
- ②審査・採択
- ③事業計画の策定
- ④事業計画の確認
- ⑤交付申請書の提出
- ⑥交付決定

※事業終了後、事業結果報告書を提出、精算払い

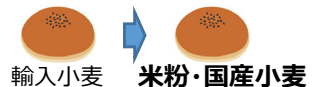
食品製造事業者 飲食事業者 等

産地との連携



食品原材料切替等

新商品等販売



輸入小麦

米粉・国産小麦

消費者

【今後の予定】

令和5年12月 事業実施主体(事務局)決定予定
令和6年2月以降 事業実施者の公募開始予定

米粉の利用拡大支援対策について

令和 5 年 1 2 月

農林水産省

○ 世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化する中、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用は重要な課題です。米粉の利用拡大に向け、米粉の特徴を活かした**商品の開発**、米・米粉製品の利用拡大に向けた**情報発信**、需要の拡大に対応するための**製造能力の強化等**に向けた取組を集中的に支援します。

1. 米粉商品開発等支援対策事業

国産米粉を原料とする商品開発・製造等に必要な食品製造事業者等の取組を支援
(1/2補助)

- ・ 米粉の特徴を活かした商品の開発
- ・ 米粉・米粉製品の製造等に必要な機械の開発、導入
- ・ 米粉を原料とする商品の広告宣伝（食品流通業者も対象）
- ・ 新商品の上市後3ヵ月間の原材料（米粉）費（※大企業は1/3補助）

【補助上限1億円、下限100万円】



国産米粉の特徴を活かした新商品開発

2. 米・米粉消費拡大対策事業

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等
【補助率：定額】



全国のスーパーマーケット、
外食チェーン店とのコラボ

特設サイト・SNSでの
情報発信

3. 米粉製品製造能力強化等支援対策事業

製粉業者、食品製造事業者による米粉・米粉製品の製造、施設整備及び製造設備の増設等を支援（1/2補助）

- ・ 米、米粉又は米粉が主原料で小麦グルテンを含まない取組の場合には設備・機械に加えて建屋も支援対象
- ・ 米粉を原料とした米粉加工製品の場合（主原料は除く）は、製造設備・機械が支援対象（建屋は対象外）

【補助上限8億円、下限2,500万円】

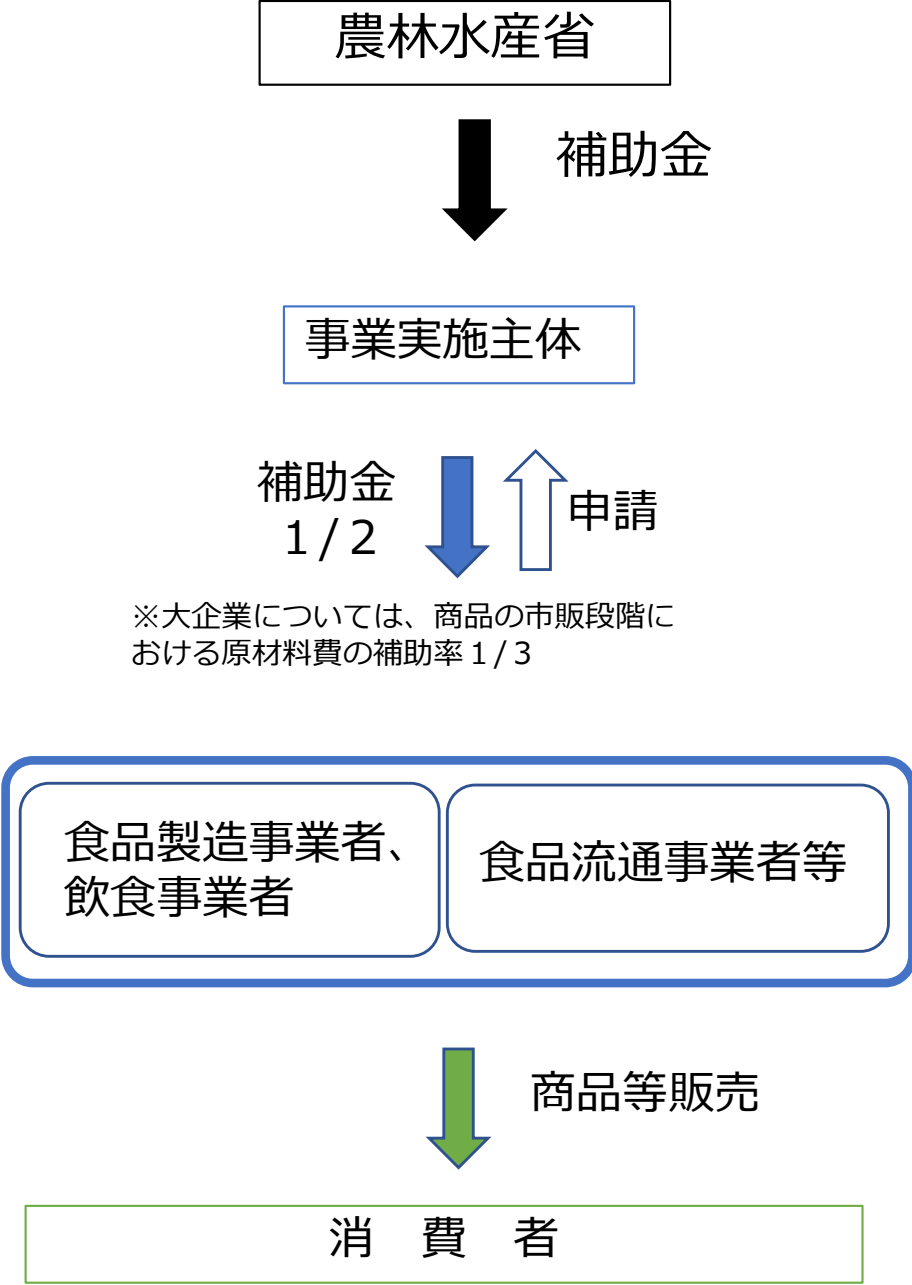


製パン施設

米粉製造機

○米粉商品開発等支援対策事業について

- 支援対象取組： 米粉の利用拡大を推進するために必要な米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等
- 補助対象者： (1) 食品の加工・製造を行っている事業者又はこれらが組織する団体（経営体としての業種区分に関わらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）
(2) 飲食店その他食事の提供を伴う事業を行っている者又はこれらが組織する団体
(3) 食品流通事業者
- ※新用途米粉又はこれを原料とする製品を製造又は流通する取組を実施する事業者
- 支援対象経費： ・商品開発費（試作品の原材料費、機械費、調査経費を含む）
・商品開発に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費
・食品表示変更に伴う包材資材の更新（デザイン作成、初期費用、包材費は廃棄包装資材相当数分に限る）
・商品の宣伝広告費
- ※商品の市販段階における原材料費の支援対象は、食品の製造に用いる米穀及び米粉の増加分に限る。支援期間は3ヶ月間以内とする。
- 補助率： 1/2
(ただし、商品の市販段階における原材料費の支援は、大企業の場合1/3)
- 補助上限： 採択1件当たりの補助上限は1億円 補助下限は100万円



○米・米粉消費拡大対策事業について

支援対象取組： 国内で自給可能な米・米粉製品の消費拡大に向けた情報発信等を目的として、次に掲げる事業と必要な検証を行うものとします。

- 1 米・米粉や米粉製品に関する消費者の認知を向上させる取組
- 2 外食事業者・食品流通事業者等と連携した消費者の喫食機会を増やす取組
- 3 消費者のライフスタイルに基づく喫食データの収集とその利活用に向けた取組
- 4 消費者の商品選択に資する米粉の表示制度について関係団体と連携した普及の取組

補助対象者： 民間団体等（公募により選定）

支援対象経費：

- ・ 事業費（会場借料、設営費、広告・宣伝費、情報発信費、データ収集・処理・分析費）
- ・ 旅費
- ・ 謝金
- ・ 人件費
- ・ 賃金
- ・ 委託費等

補助率： 定額



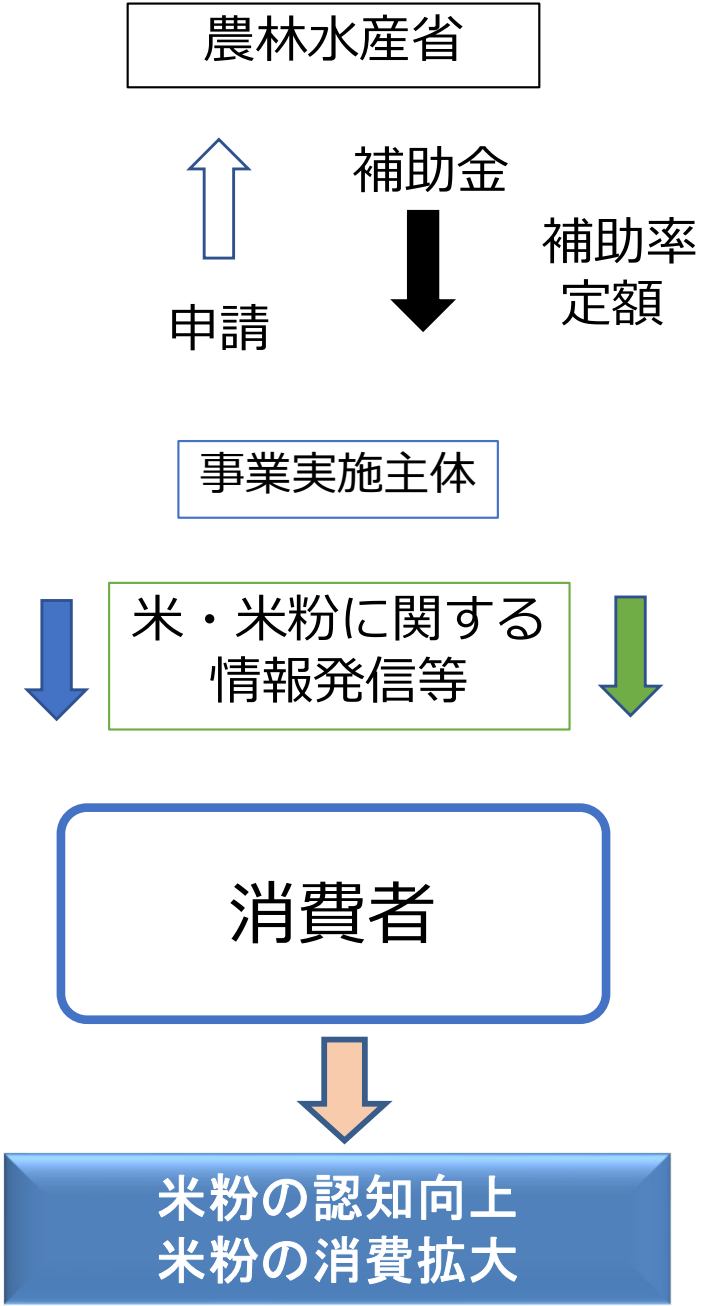
全国のスーパーマーケット、
外食チェーン店とのコラボ



特設サイト・SNSでの
情報発信

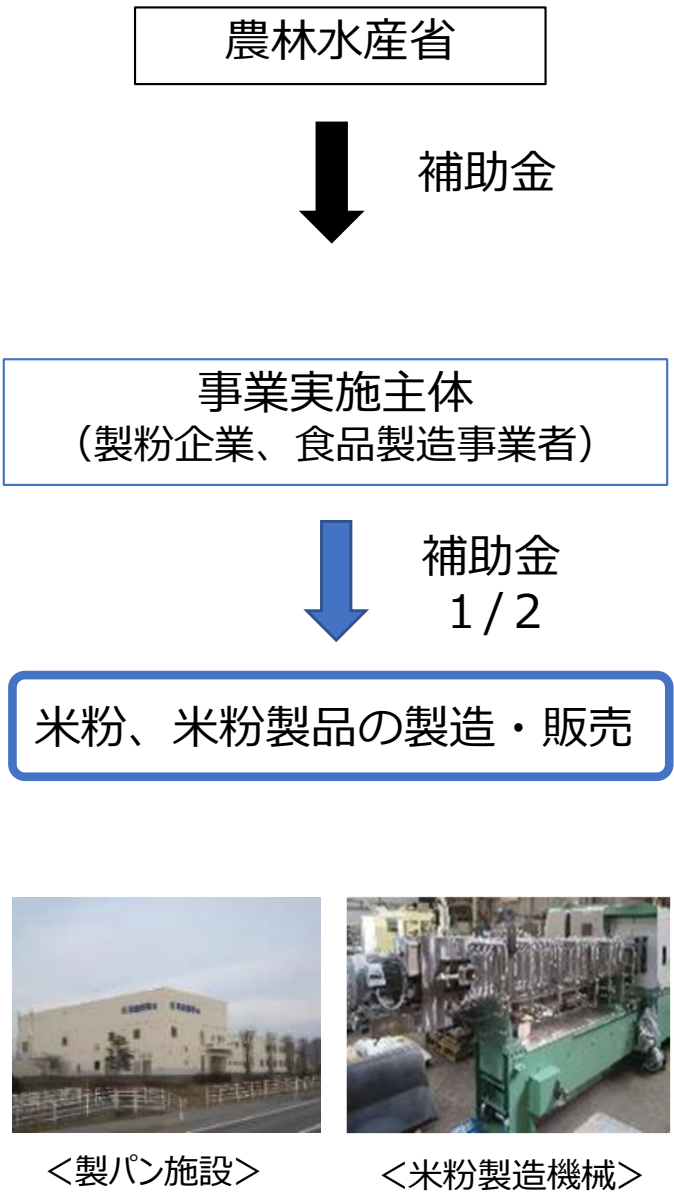


テレビCMの放映



○米粉製品製造能力強化等支援対策事業について

支援対象取組：	米粉製粉・米粉製品製造能力の強化を促進するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等
補助対象者：	新用途米粉又はこれを原料とする加工食品を製造する者等
支援対象経費：	・ 上屋等（製造施設等を覆うために必要な建築物等） ※出荷される全ての製品が米、米粉又は主原料が米粉であって小麦グルテンを含まない取組に限る。） ・ 機械・設備 ・ その他（上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等（補助金額の20%以内）
補助率：	1 / 2
補助上限：	採択 1 件当たりの補助上限は 8 億円 補助下限は2,500万円
成果目標等：	補助対象施設若しくは当該施設で生産される製品の出荷先において、次の要件のいずれにも該当するものを設定するものとする。 (1) 次のア及びイを満たすこと ア 米粉若しくは米粉製品を新規に製造し、又は製造量を10%以上増加させる。 イ 米粉使用量を目標年度までに10トン以上増加させる。 (2) 次のアからウまでのいずれかを満たすこと。 ア 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される全ての製品又は製品の主原料を米粉とする。 イ 本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設において出荷される製品の重量の過半に、米粉を原料として2%以上使用する。 ウ イに相当する数量の米粉を原料として新たに使用し、目標年度までの米粉関係製品の出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準とする。
採択要件：	(1) 整備する設備等は、米粉又は米粉加工製品の製造量の増加につながるものであること。なお、既に米粉又は米粉加工製品の製造を行っている補助事業者が取組を行う場合は、補助対象施設において又は当該施設で生産される製品の出荷先において本事業の実施後、当該補助事業者の米粉の出荷量又は引取量の10トン以上かつ10%以上の増加を図ること。 (2) 1 事業実施計画当たりの総事業費が5,000万円以上であること。 (3) 上屋を整備する場合、本事業の実施後、米粉又は米粉加工製品の製造施設においてCodex-HACCPを完全履行していることを客観的に証明すること。



米粉の利用拡大支援対策事業の問い合わせ先について

問合せ先（本省、地方農政局等）	担当地域（都道府県）	電話番号
農林水産省 穀物課	全国	03-6744-2517
北海道農政事務所 業務管理課	北海道	011-330-8808
東北農政局 生産振興課	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	022-221-6169
関東農政局 生産振興課	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	048-740-0406
北陸農政局 生産振興課	新潟、富山、石川、福井	076-232-4302
東海農政局 生産振興課	岐阜、愛知、三重	052-223-4623
近畿農政局 生産振興課	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	075-414-9021
中国四国農政局 生産振興課	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	086-224-9411
九州農政局 生産振興課	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	096-300-6213
沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄	098-866-1653

加工・業務用野菜の生産拡大対策について

令和5年12月
農林水産省



加工・業務用野菜の生産拡大対策

産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）

【令和5年度補正予算額 2,500百万円】

<対策のポイント>

昨今の世界的な人口増加、気候変動に伴う生産の不安定化、物流の混乱等が顕在化している中、特に約3割を輸入に依存する加工・業務用野菜について、国産シェアを奪還するため、**産地、流通、実需等が一体となったサプライチェーンの強靱化**を図るための対策を総合的に支援します。

<事業目標>

加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）

